

小城市保育料基準表

【保育認定(2号・3号認定)】(保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業)

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化のため、全ての3歳児～5歳児の利用料と0～2歳児の住民税非課税世帯の利用料は無償になります。

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	保育料の額(月額)					
		3歳未満標準時間	3歳未満短時間	3歳児標準時間	3歳児短時間	4歳以上標準時間	4歳以上短時間
A	生活保護世帯	0	0				
B	市町村民税非課税世帯 (母子・父子世帯等)	0 (0)	0 (0)				
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (母子・父子世帯等)	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)				
D 1	57,700円未満 ※多子軽減撤廃ライン (母子・父子世帯等)	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)				
	72,800円未満 (母子・父子世帯等)	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)				
D 2	77,101円未満 (母子・父子世帯等)	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)				
	97,000円未満	30,000	29,600				
D 3	133,000円未満	40,000	39,400				
D 4	169,000円未満	44,500	43,800				
D 5	301,000円未満	51,000	50,200				
D 6	397,000円未満	62,000	61,000				
D 7	397,000円以上	73,000	71,800				

※保育認定の保育料は保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つの区分に分かれます。

※年齢区分は当年度4月1日での年齢となります。

【教育認定(1号認定)】(幼稚園、認定こども園)

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化のため、3歳児～5歳児の利用料は無償になります。

※新制度に移行しない幼稚園は、従来どおり各園が定める保育料となります。

【保育認定】
 ①小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は0円。
 ②市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は①に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
 ③ひとり親世帯・障害者手帳等を有する世帯は、市町村民税所得割額77,101円未満(C階層からD2階層の1部)の場合は①に関わらず、最年長の子どもから順に1人目は各階層の下段の額、2人目以降0円。
 ④4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定。